

発委第 号

## 飯田市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年 月 日提出

提出者 飯田市議会 議会運営委員会  
委員長 井坪 隆

### 記

## 飯田市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 (案)

飯田市議会個人情報の保護に関する条例（令和5年飯田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第30条第2項中「実施機関」を「議長」に、「公文書」を「行政文書」に改める。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第50条の見出し中「審議会」を「審査会」に改める。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条

9 項」に改める改正規定及び第12条第5項の表の改正規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行の日から、第53条から第55条までの改正規定は令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 第53条から第55条までの改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。